

平成30年3月22日

大和市長 大木 哲 様

大和市行政不服審査会
会長 三 浦 大 介

答 申 書

平成30年1月11日付けで諮問のありました平成28年（審）第1号（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり答申します。

なお、本文中の「審理員意見書」は別添のとおりです。

1 審査会の結論

- ・本件審査請求について、審理員の審理手続は適正に行われている。
- ・本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当である。

2 審理員の審理手続について

(1) 審理員の審理手続経過

審理員が行った審理手続は次のとおり。

平成28年	12月 9日	処分庁へ審査請求書（写し）送付及び弁明書提出要求
	同月22日	処分庁から弁明書等受領
	同月28日	審査請求人へ弁明書副本送付及び反論書等提出要求
平成29年	4月19日	審査請求人から代理人指定の委任状を受領
	同月24日	審査請求人へ再度の反論書等提出要求
	同日	審査請求人の求めにより証拠書類等を交付
同年	5月12日	審査請求人代理人から反論書等受領
	同月15日	処分庁へ反論書（副本）等送付
	同月23日	処分庁へ弁明書（2）提出要求
同年	6月 5日	処分庁から弁明書（2）等受領
	同月 8日	審査請求人代理人へ弁明書（2）副本送付及び反論書（2）提出要求
	同月30日	審査請求人代理人の求めにより証拠書類等を交付

	同日	審査請求人代理人から口頭意見陳述の申立書受領
同年	7月 4日	審査請求人代理人から反論書（2）等受領
	同月 5日	処分庁へ反論書（2）（副本）等送付
同年	9月 28日	口頭意見陳述実施
同年	11月 14日	審査請求人代理人から反論書（3）等受領及び処分 庁へ当該書類（副本）送付
同年	12月 13日	審理関係人へ審理手続終結通知
	同月 28日	審査庁へ審理員意見書提出

(2) 審査会の判断

本件審査請求に係る審理員の審理手続に不適正な点は見当たらない。

3 審査庁の諮問時の判断について

(1) 審査庁の判断

ア 事案の概要

審理員意見書「第1 事案の概要」に記載のとおり。

イ 審理関係人の主張の要旨

(ア) 審査請求人の主張の要旨

審理員意見書「第2 1 審査請求人の主張」に記載のとおり。

(イ) 処分庁の主張の要旨

審理員意見書「第2 2 処分庁の主張」に記載のとおり。

ウ 審査庁の判断

(ア) 主文

本件審査請求を棄却する。

(イ) 理由

審理員意見書のとおり。

(2) 審査会の判断

おおむね審理員意見書に記載のとおり。ただし、審理員意見書の「第3 理由」を次のとおりとする。

【審理員意見書の「第3 理由」】

審査会の判断	審理員意見書
1 本件に係る法令等の規定について (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） ア～オ 略 <u>カ 第23条第4項（支給認定の変更）</u> <u>市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。</u> <u>キ～ク 略</u> (略) (7) 規則第8条（利用者負担額の通知） <u>子ども・子育て支援法施行規則第7条、第9条第4項及び第11条第3項により準用される同規則第9条第4項の規定による通知は、利用者負担額等通知書により行うものとする。</u> (略) 2 争点 本件の争点は、(中略) 本件祖父母の課税額等を合算した<u>処分庁の判断の妥当性</u>である。 3 本件変更処分の性質及び手続について (略) (2) 利用者負担額は、(中略) 利用者	1 本件に係る法令等の規定について (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） ア～オ 略 <u>カ～ケ 略</u> (略) (7) 規則第8条（利用者負担額の通知） <u>（利用者負担額）の通知は、利用者負担額等通知書により行うものとする。</u> (略) 2 争点 本件の争点は、(中略) 本件祖父母の課税額等を合算した<u>ことが、処分庁による裁量の逸脱、濫用に当たるか否か</u>である。 3 本件変更処分の性質及び手続について (略) (2) 利用者負担額は、(中略) <u>一旦は</u>

負担額を決定・通知し、(略) (略) 4 本件変更処分に係る利用者負担額の算定についての検討 (1) 利用者負担額に係る階層区分の認定の基礎 利用者負担額に係る階層区分の認定の基礎となる世帯の課税額の算定に当たっては、(中略)旨規定している。<u>これは、子ども・子育て支援法が利用者負担額を「当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して」、「家計に与える影響を考慮して」定める額としていることを受け、応能負担の考え方により認定することを示していると解される。</u> <u>さらに「家計の主宰者である当該支給認定保護者以外の扶養義務者」に該当するか否かの検討基準を要領に定めており、要領第13条第1項第1号は、(中略)合算しない旨規定している。これは、経験則上、同居していれば、両者は相互扶助の関係にあり、生活上も家計上も共同関係にあると考えるのが自然であることから、そのように推定したうえで、例外的に生計独立であると主張する者に対して、生計を異にする事実があるかどうかの客観的証明を求めているものと解される。</u> これらの規定は、(中略)前提として、<u>条例の施行に必要な事務の平等な取扱いを具体化するために定められた要領により、それらの</u>	<u>羈束行為として利用者負担額を決定・通知し、(略)</u> (略) 4 本件変更処分に係る利用者負担額の算定についての検討 (1) 利用者負担額に係る階層区分の認定の基礎 利用者負担額に係る階層区分の認定の基礎となる世帯の課税額の算定に当たっては、(中略)旨規定し、要領第13条第1項第1号は、(中略)合算しない旨規定している。 これらの規定は、(中略)前提として、それらの者が(中略)その内容には相応の合理性がある。
---	---

者が（中略）その内容には相応の合理性がある。 （略） （３）この点、審査請求人は、（略） ア 要領第１３条第２項前段「独立した生計を営むことが認められる書類提出が有る場合」の該当性について （略） 本件変更処分に当たり、（中略）<u>生計独立性（生計を異にする事実）の客観的証明の有無</u>を検討する。 （ア）マニュアルについて （略） 従って、児童扶養手当と保育の給付は、趣旨が異なるとはいえないから、<u>マニュアルを児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく保育の利用者負担額の算定に際し、生計独立性の判断の客観性を担保するために参考として用いること自体が、妥当性を欠くとはいえない。</u> そのうえで、（中略）としている。<u>上記各項目は、居住形態や生活に必要な支出といった生活実態等、生計同一性を判断する上で重要な要素であって、基準としての客観性、相当性が認められるから、マニュアルが掲げる当該項目には内容的にも妥当性があるというべきである。</u>	（略） （３）この点、審査請求人は、（略） ア 要領第１３条第２項前段「独立した生計を営むことが認められる書類提出が有る場合」の該当性について （略） 本件変更処分に当たり、（中略）<u>生計独立性を検討する。</u> （ア）<u>マニュアルを用いることの妥当性について</u> （略） 従って、児童扶養手当と保育の給付は、趣旨が異なるとはいえないのであって、これを児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく保育の利用者負担額の算定に当たり生計独立性の判断に用いることが、基準としての妥当性を欠くとはいえない。 そのうえで、（中略）としているから、<u>その認定判断には市町村長の裁量が認められるというべきである。</u> そこで、本件における処分庁の当該裁量に基づく判断の妥当性について、マニュアルに沿って検討する。 （イ）<u>マニュアルにおける生計の独立性を明らかにする客観的証明について</u> まず、マニュアルで「原則的には同居していれば生計同一と
---	---

そこで、本件において、マニュアルが掲げる①から⑥までの各点について該当性を検討する。 (略) (イ) 審査請求人の家計収支について 次に、一般に、ある者が「<u>独立した生計を営む</u>」という場合、<u>当該者の消費生活上の家計収支が独立して成り立っていること</u>が前提となると解されるから、これについて検討する。	<u>考えられる」としているのは、経験則上、同居していれば、両者は相互扶助の関係にあり、生活上も家計上も共同関係にあると考えるのが自然であることから、そのように推定したうえで、例外的に生計独立であると主張する者に対して、生計を異にする事実があるかどうかの客観的証明を求めているものと解される。</u> <u>これを前提に、生計独立であることを証明する要素として、マニュアルが掲げる①から⑥までの具体例に、本件祖父母と本件母子が該当するかどうかについては、次のとおりである。</u> (略) <u>(ウ) 審査請求人の家計収支について</u> 次にマニュアルは、「①から⑥までの要件すべてを満たさなければならぬわけではなく、欠けている事項については本人から申立書を提出させ、その事実確認のための実態調査を行った上で、判断されたい」としているが、これは当該具体例が例示列挙であり上記要件のほかに考慮すべき事項があれば考慮した上で判断すべき趣旨と考えられることから、その他の事情があればそれについて検討する必要がある。殊にマニュアルでは「<u>収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる</u>」とし、収入のみならず収支両面から生計同一性
---	---

(略) 従って、審査請求人は、(中略) 独立した生計を営んでいると認めることはできないから、<u>本件祖父母と消費生活上の家計が同一であったというべきである。</u> <u>(ウ) 生活上の関係性について</u> <u>さらに、実際の生活上も一体性が認められるか否かを検討すれば、審査請求人及び本件子と本件祖父母とは、直系血族であるから、互いに民法上の扶養義務を負うものであり、そもそも全くの他人がルームシェア等をする場合と異なり、生活上一体になりやすい関係にあるといえる。</u> 審査請求人は、(中略) 存在しなかったというべきである。 また、住居費については、(中略) 上記 <u>(ア) ④及び⑥</u>において検討したとおり、(中略) 相当な利得があったことが認められる。 (略) 以上のことから、本件母子と本件祖父母は、生活上相互に利益を享受し合う相互扶助の関係性があつたことが<u>認められるから、両者の間には実際の生活上も一体性があつたというべきである。</u> <u>(エ) 以上に掲げた事情を総合的に</u> 勘案すると、本件母子と本件祖父母は、<u>消費生活上の家計が同</u>	<u>を検討すべきことを示しているから、これについて検討する。</u> (略) 従って、審査請求人は、(中略) 独立した生計を営んでいると認めることはできないから、「消費生活上の家計が同一」であつたというべきである。 <u>(エ) 生活上の関係性について</u> 審査請求人は、(中略) 存在しなかったというべきである。 <u>その上で、住居費については、</u> (中略) 上記 <u>(イ) ④及び⑥</u>において検討したとおり、(中略) 相当な利得があつたことが認められる。 (略) 以上のことから、本件母子と本件祖父母は、生活上相互に利益を享受し合う相互扶助の関係性があつたことが<u>認められ、マニュアルにいう「社会通念上、生活に一体性」があつたというべきである。</u> <u>(オ) 以上に掲げた事情を総合的に</u> 勘案すると、本件母子と本件祖父母は、同一の住所、居住空間における一体的な生活実態が存
---	---

<u>一であって、かつ、同一の住所、居住空間における一体的な生活実態の存在が認められる反面、</u> <u>(中略) 処分庁が生計同一と認定した上で、要領第13条第2項前段の「独立した生計を営むことが認められる書類提出が有る場合」には該当しないと</u><u>した判断は、相当である。</u> イ 要領第13条第2項後段「祖父母が父母を扶養していない場合」の該当性について <u>(ア) ～ (ウ) 略</u> (4) 以上検討したように、(中略)利用者負担額の算定に当たっての処分庁の判断は相当であって、<u>不合理な点は見当たらない。</u>	<u>在し、消費生活上の家計が同一であって、かつ、社会通念上生活に一体性があると認められ、</u> <u>(中略) 処分庁が、マニュアルに照らし生計同一と認定した上で、要領第13条第2項前段「独立した生計を営むことが認められる書類提出が有る場合」には該当しないと判断したことについて裁量権の逸脱、濫用は認められない。</u> イ 要領第13条第2項後段「祖父母が父母を扶養していない場合」の該当性について <u>(ア) 審査請求人及び本件子と本件祖父母は、直系血族であるから、互いに民法上の扶養義務を負う (争いのない事実)。</u> <u>(イ) ～ (エ) 略</u> (4) 以上検討したように、(中略)利用者負担額の算定に当たっての処分庁の判断は相当であり、<u>合理性が認められるから、裁量の逸脱、濫用には当たらない。</u>
--	--

4 調査審議の経過

- (1) 平成30年1月11日 諮問書の受領
- (2) 平成30年1月25日 審議